**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月29日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(14)1370　③代表取締役　松尾大作　④東京都港区芝浦一丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区猿楽町29―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝浦一丁目１番１号　野村不動産株式会社　代表取締役　松尾大作

①有限会社ノナカビル　②東京都知事(10)45025　③久保田えみ子　④東京都渋谷区道玄坂１丁目18番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区道玄坂１丁目18番２号　有限会社ノナカビル　久保田えみ子

①株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ　②東京都知事(1)108191　③代表取締役　岡田光　④東京都千代田区大手町一丁目９番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区大手町一丁目９番５号　株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ　代表取締役　澄川徹

①ジャパンジオグラフィック　②東京都知事(1)109038　③瀧山幸伸　④東京都文京区千石１―１―16　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都文京区千石１―１―16　ジャパンジオグラフィック　瀧山幸伸